

ハート訪問看護ステーション

訪問看護〔予防訪問看護〕重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は以下の通りです。

1. 当事業者の概要

当事業者の名称	医療法人 恵泉会
主たる事業所の所在地	大阪府堺市中区深井沢町6番地13
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 武久洋三
電話番号	072(278)2461

2. ご利用事業所

当事業所の名称	ハート訪問看護ステーション
事業所の所在地	大阪府堺市中区東山 62番地 1
介護保険事業者番号	2766190264
管理者の氏名	看護師 小川 咲子
電話番号	072(239)0621
ファクシミリ番号	072(239)0622
営業日	毎月曜日～土曜日
サービス提供日	祝日、12月30日から1月3日を除く
営業時間	8時45分～17時15分
サービス提供時間	9時00分～17時00分

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅においてご利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
事業の方針	利用者の身体状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 利用対象者

介護保険にて要支援・要介護と認定された方

5. 通常の事業実施地域

堺市全域

6. 職種、員数、及び職務内容

管理者 1人(常勤)
看護職員 2.5人以上（常勤換算、常勤1名以上）
理学療法士等 適当数

医師の指示及び訪問看護の計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要な指導を行います。

上記の職員は下記の時間帯において勤務を遂行いたします。

勤務時間帯 8時45分から17時15分

7. 訪問看護サービスの内容

- 訪問看護計画の作成
- 訪問看護の提供（サービス内容の例）
 - 病状・障害の観察
 - 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - 食事および排泄等日常生活の世話
 - 床ずれの予防・処置
 - リハビリテーション

- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他医師の指示による医療処置
- 看護師特定行為研修を受けた看護師が在籍しています。医師の指示により手順書が交付された場合、在宅で診療の補助を行うことがあります。

8. 利用料

介護保険ご利用の場合は、要介護度に応じ、定められた支給基準限度額の範囲内で利用できます。利用料金の負担金については介護保険負担割合証に準じます。法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとします。別紙「利用料金表」記載の通り

9. 人権擁護と虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - 虐待防止に関する責任者
 - 氏名 小川 咲子
 - 職名 管理者
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
- 虐待防止や身体拘束廃止等の研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント(ご利用者・家族様を含む)体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11. 秘密の保持について

- 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

12. 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13. 事故発生時の対応

サービス提供中に怪我などがあつた場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を行います。

14. 緊急時の対応

サービス提供中に病状が急変した場合は、応急処置を行うとともに速やかに家族、主治医、その他関係機関に連絡を取り対応します。

15. 衛生管理等

- 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 従業員において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

16. 業務継続計画の策定等について

- 感染症や非常災害の発生時における、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 苦情・相談等申出窓口

当事業所のサービスに関する苦情や相談は相談窓口にご連絡ください。

相談窓口(担当者)

氏名 小川 咲子

職名 管理者

電話番号 072(239)0621

受付時間 月曜日から土曜日 8時45分から17時15分、祝日、12月30日から1月3日を除く

その他の相談窓口

- 大阪府国民健康保険団体連合会
 - 所在地 大阪府大阪市中央区常磐町1-3-8(中央大通FNビル内)
 - 電話番号 06(6949)5418 (介護保険室)
 - 受付時間 9時00分から17時00分 月曜日から金曜日(祝日を除く)
- 堺市役所 長寿社会部 介護保険課
 - 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
 - 電話番号 072(228)7513
- 堺市役所 堺区役所 地域福祉課 介護保険係
 - 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号(本館2階)
 - 電話番号 072(228)7520
- 堺市役所 中区役所 地域福祉課 介護保険係
 - 所在地 大阪府堺市中区深井沢町2470-7
 - 電話番号 072(270)8195

- 堺市役所 東区役所 地域福祉課 介護保険係
所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町195-1
電話番号 072(287)8123
- 堺市役所 西区役所 地域福祉課 介護保険係
所在地 大阪府堺市西区鳳東町6-600
電話番号 072(275)1912
- 堺市役所 南区役所 地域福祉課 介護保険係
所在地 大阪府堺市南区桃山台1-1-1
電話番号 072(290)1812
- 堺市役所 北区役所 地域福祉課 介護保険係
所在地 大阪府堺市北区新金岡町5-1-4
電話番号 072(258)6651
- 堺市役所 美原区役所 地域福祉課 介護保険係
所在地 大阪府堺市美原区黒山167-1
電話番号 072(363)9316

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- 実施の有無 : 無

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

(事業者)

所在地 大阪府堺市中区深井沢町6番地13
 法人名 医療法人 恵泉会
 理事長 武久洋三
 事業所名 ハート訪問看護ステーション

上記内容の説明を事業所の職員（職名：_____

氏名_____）から受け、重要事項説明書の交付

を受けました。

(利用者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名